

## - 2 従事者の放射線管理状況

- (1) 原子炉設置者は、原子炉等規制法に基づき、その原子炉に関する作業に従事する者の被ばく放射線量が同法に基づく告示に定める許容被ばく線量を超えないように管理することが義務づけられている。

この資料は、原子炉等規制法に基づいて実用発電用原子炉施設の設置者から提出された昭和55年度の「放射線管理等報告書」及び行政上の通達に基づく「従事者被ばく放射線量等報告書」等からとりまとめたものである。

なお、46年度以降の各年度の発電用原子炉施設における従事者の被ばく実績も参考のために付した。

- (2) 表の見方は次のとおりである。

従事者の「総合計」については、発電所間を移動した従事者については、それぞれの発電所で集計しているため、総合計には重複して集計されている。

「総被ばく線量」については、「社員従事者」等それぞれの項目について小数点以下第1位を四捨五入して集計した。従って一部で「社員従事者」の項と「請負等社員外従事者」の項との和が「計」と一致しないものがあるが、これは集計上の誤差である。

「平均被ばく線量」については小数点以下第3位を四捨五入して集計した。

「原子炉基数」については、初臨界の時点で集計した。

日本原子力発電(株)東海発電所及び東海第二発電所における兼務従事者の被ばく実績は、両発電所に重複して集計されている。

- (3) この結果によれば、実用発電用原子炉施設における昭和55年度の従事者の被ばく実績は、いずれの原子力発電所においても原子炉等規制法に基づく告示に定める許容被ばく線量(3ヶ月につき3レム)を下まわっている。

昭和55年度の被ばく実績をプラントの定期検査時期等と対比してみると第1表のとおりであり、東海発電所のガス冷却型原子炉施設(GCR)が全年を通じ平均化しているのを除き、沸騰水型原子炉施設(BWR)及び加圧水型原子炉施設(PWR)では被ばくの大部分が定期検査等停止中作業に係るものとなっている。

昭和55年度の定期検査作業のうち、比較的被ばく実績の高い主要な作業としては、BWRにあつては応力腐食割れ(SCC)対策関連工事、供用期間中検査(I S I)関連作業、制御棒駆動機構関連作業、ポンプ・バルブ点検作業等であり、PWRにあつては蒸気発生器関連点検整備作業、一次冷却材ポンプ入口エルボスプリッタ切断作業、ポンプ・配管・バルブ点検作業等となっている。

また、昭和46年度から昭和55年度までの各年度の総被ばく線量を原子炉型別

にまとめると第 2 表のとおりであり、BWR における昭和 5 3 年以降の S C C 対策関連工事に伴う増加が著しい。昭和 5 5 年度の総被ばく線量は前年に比較し 1201 レム増加（BWR 71 レム、PWR 1,083 レム、GCR 47 レム）しているが、この要因としては福島第一原子力発電所第 6 号機の第 1 回定期検査の追加、大飯発電所第 2 号機の第 1 回定期検査の追加及び PWR の蒸気発生器の改造、一次冷却材ポンプ入口エルボスプリッターの切断工事等が考えられる。

- (4) 従事者の被ばくについては、財団法人放射線影響協会 放射線従事者中央登録センターが昭和 5 2 年 1 1 月以来従事の被ばく線量等を一元的に登録管理するとともに放射線管理手帳制度を推進しており、これによって従事者の被ばく管理の充実が図られている。

なお、昭和 5 6 年 3 月末日現在の登録者数は 127,245 人、放射線管理手帳の交付者数は 77,418 人となっている。